

合併協定項目

本協議会において、協議・調整を行う項目は、以下のとおりです。

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|--------------------|
| 1 | 合併の方式に関する事 | 19- 7 | 防災関係の取扱い |
| 2 | 合併の期日に関する事 | 19- 8 | 姉妹都市等の取扱い |
| 3 | 新市の名称に関する事 | 19- 9 | 電算システムの取扱い |
| 4 | 新市事務所の位置に関する事 | 19-10 | 納税関係の取扱い |
| 5 | 財産及び債務の取扱いに関する事 | 19-11 | 国民健康保険の取扱い |
| 6 | 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 | 19-12 | 保育所の取扱い |
| 7 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事 | 19-13 | 環境事務の取扱い |
| 8 | 地方税の取扱いに関する事 | 19-14 | 塵芥処理の取扱い |
| 9 | 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 | 19-15 | 保健衛生の取扱い |
| 10 | 特別職等の身分の取扱いに関する事 | 19-16 | 各種社会福祉事業等の取扱い |
| 11 | 条例、規則等の取扱いに関する事 | 19-17 | 介護保険の取扱い |
| 12 | 事務機構及び組織の取扱いに関する事 | 19-18 | 病院、診療所の取扱い |
| 13 | 一部事務組合等の取扱いに関する事 | 19-19 | 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い |
| 14 | 使用料及び手数料等の取扱いに関する事 | 19-20 | 学校教育の取扱い |
| 15 | 公共的団体等の取扱いに関する事 | 19-21 | 学校給食の取扱い |
| 16 | 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 | 19-22 | 社会教育の取扱い |
| 17 | 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事 | 19-23 | 都市計画の取扱い |
| 18 | 町の慣行の取扱いに関する事 | 19-24 | 建設関係事業の取扱い |
| 19 | 各種事務事業の取扱いに関する事 | 19-25 | 公営住宅の取扱い |
| 19- 1 | 自治会、行政連絡機構の取扱い | 19-26 | 上水道等の取扱い |
| 19- 2 | 情報公開の取扱い | 19-27 | 下水道等の取扱い |
| 19- 3 | 男女共同参画の取扱い | 19-28 | 農林水産事業の取扱い |
| 19- 4 | 人権啓発の取扱い | 19-29 | 商工観光事業の取扱い |
| 19- 5 | 広聴広報の取扱い | 20 | 新市建設計画に関する事 |
| 19- 6 | 消防団の取扱い | 21 | その他必要な事項に関する事 |

合併協議会規約（要約・一部抜粋）

（協議会の事務）

- ・ 4町の合併に関する協議
- ・ 新市建設計画の作成
- ・ その他4町の合併に関し必要な事項

（会議の運営）

- ・ 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない

（経費）

- ・ 協議会に要する経費は4町で均等に負担

会議運営規則（要約・一部抜粋）

（会議の進行）

- ・ 議事は全会一致が原則。意見が分かれた場合は出席委員の3分の2以上の賛同をもって進める

会議運営申し合わせ事項

（会議の定例開催）

- ・ 隔月開催とし、必要に応じて随時開催
- ・ 開催場所は、原則として各町持ち回り